

監事監査報告書

平成29年5月18日

社会福祉法人鶴川慶寿会
理事長 菊池晃啓様

私たち監事は、社会福祉法第45条の18及び社会福祉法人鶴川慶寿会定款第18条に基づき、社会福祉法人鶴川慶寿会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの会計年度に関して、業務執行の状況及び財産の状況等について関連する法令および通知に従い決算監査を実施しました。

1 監査日時

平成29年5月18日（木）13時00分～17時30分

2 監査場所

特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑事務室

3 監査対象

法人本部、特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑、高齢者生活交流センターひだまりの里（高齢者グループホームふきのとう、高齢者共同生活住宅こごみ荘）

4 立会者名

鶴川慶寿会理事長 菊池晃啓、理事・法人本部事務局長・胆振東部鶴川慶寿苑施設長 山口 力、胆振東部鶴川慶寿苑業務課長・高齢者共同生活住宅こごみ荘管理者 野宮 誠、胆振東部鶴川慶寿苑総務主幹 嶋 学、総務会計主幹 光成致典、業務副主任生活相談員 日野雄太、総務係 藤田美咲、グループホームふきのとう管理者 山谷貴幸

5 監査の結果

私たち監事の意見は以下のとおりです。

- (1) 事業報告書は、社会福祉法人鶴川慶寿会の事業執行状況を正しく報告していると認めます。
- (2) 事業区分は社会福祉事業と公益事業とし、社会福祉事業においては拠点区分更にサービス区分を設け収支計算が正しく行われていることを認めます。
- (3) 関連する法令、通知及び経理規程に定められた計算書類及び付属明細書（以下「計算関係書類」という。）は、正しく作成されていることを認めます。
- (4) 財産目録は、社会福祉法人鶴川慶寿会の財産状況を正しく示していると認めます。
- (5) 利用者預り金については、適正に管理されていることを認めます。
- (6) 理事及び評議員の業務執行状況については適正に行われ、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

以上のとおり、社会福祉法人鶴川慶寿会の平成28年度の事業報告書、計算関係書類、財産目録及び決算報告の説明を受け、業務執行の状況及び財産の状況について、決算を正しく示しているものと認めます。

監事 伊東 範 充



監事 丹治 秀 昭

